

令和6年度 茨城県内市町村 不妊症・不育症 検査・治療費助成状況

不妊治療に対する助成																	不育症検査・治療に対する助成									
市町村	担当課	連絡先	治療種別1	上限額	治療種別2	上限額	治療種別3	上限額	助成回数制限	その他	備考	所得制限	所得制限額(夫婦)	県の交付決定	市町村への居住要件	その他	市町村民税等の納税(課税者)の要件	その他	その他の要件	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	検査と治療の両方を助成対象としているか	上限額	年度内助成上限回数	県の交付決定	備考(その他の条件等)	
1.日立市	健康づくり推進課	0294-21-3300	体外受精及び顕微授精(生殖補助医療)	100,000	男性不妊治療	100,000			一子につき6回まで(初回の助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上の場合は3回まで)			無	0	不要	一年以上の居住		不要			単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要		
2.土浦市	こども包括支援課	029-826-1111 内線2511																		単独	検査と治療の両方	1年度につき50,000円	制限なし	不要	助成金の交付期間は申請初年度から3か年度を限度	
3.古河市	子育て包括支援課	0280-48-6881	保険適用外の不妊治療・検査	一律30,000	保険適用外の男性不妊治療	一律30,000			夫婦一組につき、年度に1回	治療日時点で妻の年齢が43歳未満であること。	令和6年4月1日以降の治療・検査が対象。	無	0	不要	夫または妻のいずれかが一年以上の居住		必要	市税に滞納がないこと	・婚姻をしていること(事実婚含む) ・申請する治療について、他市で類似の助成を受けていないこと。	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	保険適用外の不育症の検査及び治療が対象。	
4.石岡市	健康増進課	0299-24-1386	生殖補助医療・先進医療	50,000					保険適用回数と同じ	保険適用条件と同じ	事前申請の為、申請日以降に実施された治療の内、保険適用自費分と同時実施が認められた先進医療自費分が対象。	無	-	-	申請日から実績報告日までの間、継続して市内居住	-	必要	市税に滞納がないこと	法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦	単独	検査と治療の両方	50,000	1	受けている場合は必要	事前申請。保険適用外の不育症の検査及び治療が対象。法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦。県助成を受けている場合は対象経費を県交付額を差し引いて算定。夫婦1組に対し1回のみ補助。	
5.結城市	健康増進課	0296-34-0329	体外受精及び顕微授精(生殖補助医療)	100,000	男性不妊治療	100,000			年度1回	43歳未満		無	0	不要	現に居住(期間不問)		必要	市税に滞納がないこと	申請する生殖補助医療について、他市町村で同様の趣旨の助成を受けていないこと							
7.下妻市	健康づくり課	0296-43-1990																		単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	・保険適用外の不育症の検査及び治療が対象。 ・婚姻または事実上婚姻関係にある夫婦 ・夫婦の双方又はいずれか一方が検査または治療をした日の1年以上前から、市に住民登録されていること ・夫婦の双方に市税等に滞納がないこと	
9.常陸太田市	こども家庭センター ここキララ ※担当課の名称が確定していないため、変更となる場合があります。	0294-72-1100	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	100,000			制限なし	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の者が対象	保険適用外で自費で行った特定不妊治療を対象とする	無	0	不要	一年以上の居住	治療が終了した日において、夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること	必要			単独	検査と治療の両方	助成対象費用の1/2で、年度内100,000円が上限。助成を受けられる期間は5年			不要	・夫婦のいずれかが1年以上、市の住民基本台帳に登録されていること ・医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又はその扶養者であること ・市税等に滞納がない者
10.高萩市	健康づくり課	0293-24-2121	保険診療の生殖補助医療と併用して行われる先進医療	100,000					保険適用回数と同じ	年齢は保険適用上限と同じ	厚生労働大臣が先進医療として告示した治療及び技術に限る	無		不要	治療終了日及び申請日において、夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること		必用	市税に滞納がないこと	法律上の婚姻をしている夫婦(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)	上乗せ分 単独分	検査と治療の両方	50,000	1	必要 不要	保険外診療分	

市町村	担当課	連絡先	治療種別1	上限額	治療種別2	上限額	治療種別3	上限額	助成回数制限	その他	備考	所得制限	所得制限額(夫婦)	県の交付決定	市町村への居住要件	その他	市町村民税等の納税(課税者)の要件	その他	その他の要件	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	検査と治療の両方を助成対象としているか	上限額	年度内助成上限回数	県の交付決定	備考(その他の条件等)
11北茨城市	健康づくり支援課	0293-43-1111	男性不妊治療を除く特定不妊治療	100,000	男性不妊治療	100,000			制限なし			無		不要	一年以上の居住		不要			単独	検査と治療の両方	夫婦1組に年額50,000円	上限額まで	不要	
12笠間市	子ども政策課	0296-78-3155	生殖補助医療	200,000	男性不妊治療	50,000	一般不妊治療	50,000	生殖補助医療・男性不妊治療妻の年齢39歳以下:6回まで40歳以上42歳以下:3回まで一般不妊治療:限度額に達するまで(42歳以下)	出産または12週以降に死産に至った場合は、回数をリセットできる。	保険適用・適用外を問わず、令和4年4月1日以降に開始した治療を対象とする。	無	0	不要	夫婦の双方またはいずれかが、治療開始日から申請日まで住所を有していること		必要	市税を完納していること		上乗せ	検査と治療の両方	50,000	制限なし	必要	・夫婦の双方またはいずれかが、治療開始日から申請日まで住所を有していること ・市税を完納していること ・保険適用外の検査・治療に要した費用が対象 ・検査分については、県の助成を受けた場合は助成額を差し引く
																				単独	検査と治療の両方			不要	
14牛久市	健康づくり推進課	029-873-2111																		単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	・保険適用されない不育症検査及び治療が対象。 ・県の助成対象となっている不育症検査、入院時における差額ベッド代、食事代、文書料等の検査及び治療に直接関係のない費用については、助成対象費用に含まない。
15つくば市	健康増進課	029-883-1111(1332)																		単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	・保険適用外の不育症検査及び治療が対象。 ・県の助成対象となっている不育症検査、入院時食事療養費、差額ベッド代及び文書料などの検査及び治療に直接関係のない費用については、助成対象費用に含まない。
16ひたちなか市	子ども未来課	029-273-0111																		単独	検査と治療の両方	50,000	なし	必要	保険適用外の検査及び治療が対象。県助成を受けた場合は当該補助金の金額を助成対象経費から差し引く。
17鹿嶋市	保健センター	0299-82-6218																		単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	令和5年度中に検査及び治療が終了したもの。
18潮来市	かずみ保健福祉センター	0299-64-5240																		単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	
19守谷市	おやこ保健課(保健センター内)	0297-48-6000(音声案内3)	体外受精又は顕微授精	50,000	男性不妊治療	50,000			なし	年齢要件なし	保険適用・適用外を問わず、治療期間中に支払った額が対象	無	0	不要	申請日時時点で夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること		あり	市税に滞納がないこと		上乗せ	検査のみ	50,000	なし	必要	
																				単独	検査と治療の両方			50,000	
20常陸大宮市	健康推進課	0295-54-7121	体外受精	自己負担限度額の全額	顕微授精	自己負担限度額の全額	男性不妊治療	自己負担限度額の全額	なし	治療開始初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦		無	0	不要	あり	・夫婦双方が市内に住所を有すること ・居住実態を確認	必要	市税に滞納がないこと		単独	検査のみ	150,000	なし	なし	
																				上乗せ	検査のみ			150,000	
21那珂市	健康推進課	029-270-8071	生殖補助医療+先進医療	75,000					制限なし	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の者が対象	治療開始日の初日が令和4年4月1日以降のもので、保険適用外の治療を対象とする。	無	0	不要	夫または妻のいずれかが一年以上の居住		必要	市税に滞納がないこと	法律上の婚姻をしている夫婦	上乗せ	検査のみ	50,000	1	必要	申請日において市に住所を有する
																				単独	検査と治療の両方			50,000	

市町村	担当課	連絡先	治療種別1	上限額	治療種別2	上限額	治療種別3	上限額	助成回数制限	その他	備考	所得制限	所得制限額(夫婦)	県の交付決定	市町村への居住要件	その他	市町村民税等の納税(課税者)の要件	その他	他の要件	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	検査と治療の両方を助成対象としているか	上限額	年度内助成上限回数	県の交付決定	備考(その他の条件等)
23坂東市	健康づくり推進課	0297-35-3121																		単独	治療のみ	50,000	1	不要	
24稲敷市	健康増進課	029-892-2000																		単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	
25かすが市	健康増進課	029-898-2590	特定不妊治療及び男性不妊治療	50,000					治療開始時の妻の年齢40歳未満(通算6回)40～43歳未満(通算3回)			無	0	不要	一年以上の居住	申請日時点で夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること	必要	市税に滞納がないこと		単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	申請日時点で夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること・市税に滞納がないこと
27神栖市	健康増進課	0299-90-1331	不妊検査費及び一般不妊治療費	50,000円					夫婦一組につき年度内1回まで	初回不妊検査日における妻の年齢が40歳未満。		無	0	不要	一年以上の居住		必要	市税に滞納がないこと	夫婦以外の第三者からの精子又は胚の提供によるもの、または夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するものを除く。	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	
28行方市	市民福祉部 子ども家庭センター 母子保健グループ	0291-34-6200	不妊検査(不妊の原因検査を目的とした不妊治療開始日までの検査)	同一年度において6万円を限度	一般不妊治療 生殖補助医療(男性不妊治療含む)	自己負担限度額まで		1回の治療につき10万円を上限	生殖補助医療(保険給付適用回数と同じ) 先進医療(同一年度において2回を限度)	年齢要件有(治療等開始日における妻の年齢が43歳未満) ・令和4年4月1日以降に開始した検査および治療が対象 ・一般不妊治療と生殖補助医療は保険給付適用内の治療が対象 ・先進医療は保険給付適用内かつ生殖補助医療と併用したものが対象	無	0	不要		・夫婦双方が治療開始日の1年以上前から市の住民基本台帳に登録が有るか、夫婦双方が申請後3年以上定住の意思があること	必要	市税に滞納が無いこと	不妊治療等開始日から申請日までの期間において婚姻(事実婚含む)をしていること。	市単独	検査と治療の両方	50,000	1回	不要		
29鉢田市	子ども家庭課	0291-36-7611	保険適用と同一治療	80,000					2回	回数や年齢が、保険適用外となられた方		無	0	不要	1年以上の居住	申請日時点で夫婦が市の住民基本台帳に登録されていること	不要	市税に滞納がないこと		単独	検査と治療の両方	80,000	2	不要	
				無						無	0	不要	1年以上の居住	申請日時点で夫婦が市の住民基本台帳に登録されていること	不要	市税に滞納がないこと		単独	検査と治療の両方	無	無	無			
30つくばみらい市	おやこ・まるまるサポートセンター	0297-44-8822	体外受精及び顕微授精(生殖補助医療)	100,000	男性不妊治療	100,000			制限なし	年齢要件なし		無	0	不要	夫または妻のいずれかが治療終了日の1年前から申請日まで住民登録があること	必要	市税に滞納がないこと		単独	検査と治療の両方	100,000	1	不要		
31小美玉市	保健衛生部 健康増進課	0299-48-0221	生殖補助医療+先進医療	100,000	一般不妊治療	50,000	男性不妊治療	50,000	保険適用回数と同数	年齢要件 保険適用回数と同じ		無	0	不要	一年以上の居住		その他	市税に滞納がないこと	居住要件は「治療開始日から申請日まで市の住民基本台帳に登録され、かつ現に市内に居住」が条件。	上乗せ	県同様	50,000	1	必要	
				無						無	0	不要	一年以上の居住	申請日時点で夫婦が市の住民基本台帳に登録されていること	不要	市税に滞納がないこと		単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要			
32茨城町	子ども課	029-240-7129	生殖補助医療	50,000					治療開始時年齢40歳未満(通算6回)40～43歳未満(通算3回)	治療開始日の初日が令和5年4月1日以降のもので、医療保険給付適用外の治療を対象とする		無	0	不要	夫または妻のいずれかが一年以上の居住	申請日時点で夫婦のいずれかが町の住民基本台帳に登録されていること	無			単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	○治療期間の初日において妻の年齢が43歳未満 ○夫婦とも町内に住所を有する

市町村	担当課	連絡先	治療種別1	上限額	治療種別2	上限額	治療種別3	上限額	助成回数制限	その他	備考	所得制限	所得制限額(夫婦)	県の交付決定	市町村への居住要件	その他	市町村民税等の納税(課税者)の要件	その他	その他の要件	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	検査と治療の両方を助成対象としているか	上限額	年度内助成上限回数	県の交付決定	備考(その他の条件等)	
33大洗町	こども課	029-212-7560	生殖補助医療+先進医療	200,000円	男性不妊治療	100,000円	一般不妊治療	50,000円	○種別1、2 治療開始年齢:43歳未満 通算10回まで ○種別3 治療開始年齢:43歳未満 1年度5万円まで		・令和4年4月1日以降に開始した検査および治療が対象 ・保険診療外の検査・治療も対象。ただし、直接治療に関係の無い費用は対象外	無	0	不要	夫または妻のいずれかが本町に一年以上住所を有していること	申請日時点で夫婦のいずれかが町の住民基本台帳に登録されていること	必要	町税を完納していること		上乗せ	検査のみ	50,000	1	必要		
																				単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要		
35東海村	健康増進課	029-282-2797																			単独	検査と治療の両方	150,000	無	不要	助成対象者いづれにも該当 ・法律婚 ・夫婦のいずれかが1年以上前から村内に住所を有する ・被保険者、または被扶養者
36大子町	健康増進課	0295-72-6611	特定不妊治療	200,000	男性不妊治療	200,000			10回	年齢要件なし	保険適用外で受けた治療 治療開始日が令和4年4月1日以降	無	0	不要	治療終了時点で夫婦のいずれかが一年以上以上の居住		必要	町税等に滞納がないこと		上乗せ	検査と治療の両方	150,000	無	必要	居住と納税は不妊治療費助成と同様。 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員若しくは加入者又はその被扶養者であること。	
			特定不妊治療	200,000	男性不妊治療	200,000				10回	年齢要件なし	保険診療の自己負担 治療開始日が令和5年4月1日以降	無	0	不要	治療終了時点で夫婦のいずれかが一年以上以上の居住		必要	町税等に滞納がないこと		単独	検査と治療の両方	150,000	無	不要	居住と納税は不妊治療費助成と同様。 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員若しくは加入者又はその被扶養者であること。
38阿見町	健康づくり課	029-888-2940																			単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	・町内に1年以上住所を有し、以降も1年以上引き続き阿見町に住所を有する意思のあること。 ・国民健康保険や社会保険等の健康保険に加入している者。 ・町税を滞納していない者。 ・前年の所得の合計額が730万円未満であること。
40八千代町	こども家庭課	0296-48-1955																			上乗せ	検査のみ	50,000	1	必要	
																						単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要
43利根町	保健福祉センター	0297-68-8291																			上乗せ	検査と治療の両方	50,000	1	必要	・町税に滞納がないこと ・詳細は要綱のとおり
																						単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要
水戸市	子育て支援課	029-350-1216	A・B・D・E 及び男性 (生殖補助医療)	50,000	C・F (生殖補助医療)	25,000	全てを保険適用外で治療	前記の助成に加え50,000	初回治療開始時の妻の年齢 39歳まで:通算6回 40~42歳:通算3回 (特定不妊治療の回数含まず)	治療終了日が令和6年4月1日以降のもの		無	0	不要	治療開始から申請まで夫婦どちらか一方が住民票を有する	・保険適用後の自己負担及び自費診療分が対象 ・年齢制限あり ・申請期限あり ・他自治体からの補助を受けていない	不要			国助成対象(県助成分は水戸市で対応)	検査のみ	60,000又は検査費用の7割のいずれか低い額	無	不要	・妻が住所を有する ・県への申請は不要 ・申請期限あり ・他自治体からの補助を受けていない	
			一般	50,000(年度内)								体外受精・顕微授精へ移行する前であること 治療終了日が令和6年4月1日以降の検査及び治療に対して助成		無	0	不要	治療開始から申請まで夫婦どちらか一方が住民票を有する	・保険適用後の自己負担及び自費診療分が対象 ・年齢制限あり ・申請期限あり ・他自治体からの補助を受けていない	不要		単独	検査と治療の両方	50,000(年度内)		不要	・不育症の診断を受けている ・妻が住所を有する ・保険適用後の自己負担及び自費診療分が対象 ・申請期限あり ・他自治体からの補助を受けていない